

令和5年度第3回  
朝霞市国民健康保険運営協議会議事録

令和6年1月18日

こども・健康部 保険年金課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第3回朝霞市国民健康保険運営協議会	
開 催 日 時	令和6年1月18日（木） 午後1時30分から 午後2時20分まで	
開 催 場 所	市役所別館2階 全員協議会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月
	会議録の確認方法  会長及び委員2人による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

令和5年度第3回

朝霞市国民健康保険運営協議会

令和6年1月18日(木)

午後1時30分から

午後2時20分まで

市役所別館2階 全員協議会室

1 開 会

2 あ い さ つ

3 審議会等の会議の公開に関する指針

4 議事録署名委員指名

5 議 題

(1) 会長代理の選任について

(2) 令和6年度(2024年度)朝霞市国民健康保険特別会計  
予算(案)について

(3) 令和5年度(2023年度)朝霞市国民健康保険特別会計  
補正予算(第2号)(案)について

(4) その他

- ・朝霞市国民健康保険税条例の一部改正(案)について
- ・第3期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)(案)及び第  
4期朝霞市特定健康診査等実施計画(案)について

6 閉 会

---

出席委員(16人)

会 長

渡 辺 淳 史

副 会 長

野 本 一 幸

被保険者を代表する委員

石 崎 ケイ子

伊 藤 勉

上 野 博

関 根 悟

安 田 敏 男

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

青 柳 徹 二

浅 野 修

関 昌 之

滝 澤 義 和

公益を代表する委員

遠 藤 光 博

石 原 実

東 山 と も 子

被用者保険等保険者を代表する委員

樋 口 香 代

渡 邊 しほり

欠席委員（2人）

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

新 保 敦 子

被用者保険等保険者を代表する委員

渡 部 尚 典

事 務 局 こども・健康部長

麦 田 伸 之

事 務 局 保険年金課長

河 田 賢 一

事 務 局 保険年金課主幹兼課長補佐

深 谷 秀 明

事 務 局 保険年金課専門員兼国民健康保険係長

真 中 純 一

事 務 局 保険年金課保健事業係長

岡 裕 子

事 務 局 保険年金課国民健康保険係主任

澤 口 千 春

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### ◎1 開会

### ◎2 あいさつ

#### ○事務局・深谷保険年金課主幹兼課長補佐

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、保険年金課の深谷と申します。本協議会の開会に当たりまして、ご案内申し上げます。恐縮ですが、着座にて失礼いたします。本協議会の公開に係る運用につきまして説明いたします。本日の協議会の傍聴許可につきましては、本市における審議会等の会議が原則公開となっていることから、開会前に傍聴人を傍聴席へ案内する運用といたしますので、ご了承の程お願いいたします。また、本日はマイクを設置しておりますので、ご発言の際にはマイクをご使用くださるようお願いいたします。使用方法は、中央の銀色のボタンを一度押していただくとランプの色が白から赤に変わり、赤の状態の時にマイクの電源が入っております。ご発言が終わりましたら再度ボタンを押していただきますとランプが白に戻り、白の状態です電源が切れている状態となります。

それでは、傍聴人の確認を行います。

現在、傍聴人はいらっしゃいません。開会後に傍聴人がお見えになった場合につきましては、後ほど、議長よりご説明がございました。

定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第3回朝霞市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日、新保委員、理科学技術健康保険組合の渡部委員におきましては、所用のため欠席となっております。

次に、昨年12月に執行されました朝霞市議会議員一般選挙を受けまして、公益を代表する委員につきまして、朝霞市議会からのご推薦により、遠藤光博議員と、野本一幸議員が選任されましたのでご報告いたします。

なお、お二方の委嘱書につきましては、あらかじめ机の上に配布させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。

それではここで、お二人方に一言ごあいさつをいただきたく存じます。名簿順に従いまして、初めに、遠藤委員からお願いいたします。

#### ○遠藤委員

昨年の選挙の改選に伴いまして国保運営協議会委員になりました遠藤光博と申します。よろしくお願ひいたします。

#### ○野本委員

前回に引き続き国保運営協議会の委員になりました野本一幸と申します。よろしくお願ひいたします。

#### ○事務局・深谷保険年金課主幹兼課長補佐

ありがとうございました。

続きまして、資料の確認をお願いいたします。

資料につきましては、事前に4点を送付させていただきました。

また、歳出予算（案）における国民健康保険事業費納付金の額に変更がありましたので、資料1-1、資料1-2、資料3を机の上に置かせていただいておりますので、差し替えをお願いいた

します。本日使います資料といたしましては、

資料 1-1、1-2「令和 6 年度（2024 年度）朝霞市国民健康保険特別会計予算（案）」 A3 の用紙が 2 枚ございます。資料 2-1、2-2「令和 5 年度（2022 年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（案）」 A3 の用紙が 2 枚ございます。

資料 3「朝霞市国民健康保険事業説明書（令和 6 年度）」 A4 の冊子が一冊となっております。

資料 4「朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）」 A4 が 1 枚ございます。

また、本日、追加資料として、机の上に「会議次第」、資料 5-1「第 3 期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第 4 期朝霞市特定健康診査等実施計画（案）」 A4 冊子が 1 冊ございます。資料 5-2「第 3 期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第 4 期朝霞市特定健康診査等実施計画（案）の変更点」 A4 のもの 3 枚ございます。

それでは、議事に移ります。ここで議事進行を渡辺会長にお願いしたく存じます。渡辺会長、よろしくお願いたします。

○渡辺会長

それでは、令和 5 年度第 3 回朝霞市国民健康保険運営協議会を開会します。

◎3 審議会等の会議の公開に関する指針

はじめに、本日の会議は「市政の情報提供及び審議会等の会議の開催・公開に関する指針」の手順に従って、進めてまいります。同指針により、会議は原則公開となりますことから、傍聴要領に基づいて傍聴を許可しています。会議の途中でも傍聴希望者があった場合には、傍聴要領に沿って入場していただきますのでご了承ください。

なお、審議内容が特定の個人に関する情報を取り扱うこととなる場合など、特に配慮が必要になった場合については、その都度、委員の皆様にお諮りした上で判断していきたいと思います。

◎4 議事録署名委員指名

次に、会議録の作成のため、会議は電子記録媒体で録音し、会議録は全文記録とすることといたします。発言の際は、挙手をして、議長に指名されてから、マイクを使って発言してください。

次に、議事録署名委員の指名でございますが、お任せいただいでよろしいでしょうか。

（異議なし、の声）

それでは、名簿の順に従いまして、東山委員と樋口委員を指名させていただきますのでよろしくお願いたします。

◎5 議題（1）会長代理の選任について

それでは、議事に入らせていただきます。

議題（1）会長代理の選任について議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局・河田保険年金課長

先ほど、事務局より説明いたしました。昨年末に執行された、朝霞市議会議員一般選挙に伴い、昨年 12 月 17 日付けで岡崎委員と野本委員におきましては、解職となりました。このため、現在、会長代理が不在となっておりますことから、会長代理の選任をお願いいたします。

会長代理選任につきましては、国民健康保険法施行令第 5 条第 2 項により、公益を代表する委員から選出することとなっております。なお、前回の改選時におきましては、全委員了承の上、会長の指名により選任しております。

○渡辺会長

わかりました。会長代理につきましては、前回と同様に取り扱い、会長の指名という形で、会長

代理を選任することでよろしいでしょうか。

(異議なし、の声)

ご異議がございませんので、恐縮ですが、私から指名させていただきます。わたくしは、野本委員が再任されたことから、引き続き、野本委員にお願いしたいと考えます。皆様、いかがでしょうか。

(異議なし、の声)

ご異議なしと認め、野本委員を会長代理として選任いたします。よろしく願いいたします。

○事務局・深谷保険年金課主幹兼課長補佐

それでは、席を移動しますので、皆様、しばらくお待ちください。

○渡辺会長

それでは、会長代理となられました野本委員から一言、ごあいさつを頂戴したいと思います。

○野本委員

ただいま、会長の推薦によりまして会長代理となりました。会長を支えながら、スムーズな会議運営ができるよう努力したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

◎5 議題 (2) 令和6年度(2024年度)朝霞市国民健康保険特別会計予算(案)について

○渡辺会長

次に、議題(2)令和6年度(2024年度)朝霞市国民健康保険特別会計予算(案)についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

○事務局・真中専門員兼国民健康保険係長

それでは、令和6年度(2024年度)朝霞市国民健康保険特別会計予算(案)につきましてご説明いたします。説明資料といたしましては、資料1-1と資料1-2となります。この2つの資料につきましては、令和5年度と令和6年度における当初予算を、比較した表となっております。

なお、中央には、行数を表示しておりますので、説明の際には、行数を申し上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、歳入の概要につきまして、ご説明いたします。資料1-1をご覧ください。

まず、右側28行目、国民健康保険事業全体における令和6年度の当初予算額につきましては、109億1,903万6,000円を計上しております。前年度と比較いたしますと、1億8,402万5,000円、1.7パーセントの減となっております。

主な科目につきまして、ご説明いたします。

まず、左側1行目から15行目、国民健康保険税につきましては、全体といたしまして、26億6,073万2,000円を計上しており、前年度と比較いたしますと、2,088万2,000円、0.8パーセントの増となっております。積算方法につきましては、令和5年度及び令和4年度の10月末時点の調定額及び収納率の実績、被保険者数の減少幅を踏まえまして、保険税の収入見込額を算出し、計上したものでございます。

次に、左側20行目から22行目、県支出金につきましては、合計といたしまして、73億8,660万1,000円を計上しており、前年度と比較いたしますと、1.5パーセントの減となっております。

なお、普通交付金につきましては、歳出予算の出産育児一時金諸費、葬祭費、及び傷病手当金を除く、医療費として支出する保険給付費の全額を、県に請求することにより、交付金として交付されるものとなっております。

次に、右側 1 行目から 10 行目、繰入金につきましては、全体といたしまして、7 億 2,085 万 6,000 円を計上しており、前年度と比較いたしますと、11.5 パーセントの減となっております。主な理由といたしましては、右側 9 行目、基金繰入金につきましては、歳入の不足を補填するものでございますが、前年度と比較いたしまして、7,388 万 2,000 円を減額することによるものでございます。

なお、財政調整基金の残高の状況につきましては、令和 5 年度（2023 年度）の補正予算第 2 号（案）におきまして、1,248 万 1,000 円を積み立てる案としておりますことから、令和 5 年度における残高の見込額といたしましては、1 億 8,149 万円となるものと予定しております。

また、同じく、右側 9 行目、令和 6 年度の基金繰入金につきましては、財政調整基金からの取り崩しとして、1 億 1,353 万 2,000 円としており、歳出の当該、基金の利子の見込額を 1,000 円としておりますことから、本予算における基金の残高の見込額につきましては、6,795 万 9,000 円となるものと予定しております。

続きまして、歳出の主な科目につきましては、ご説明いたします。資料 1-2 をご覧ください。

まず、左側 6 行目から 26 行目、保険給付費につきましては、医療費としての療養給付費、療養費及び高額療養費等の支出見込額と、出産育児一時金、葬祭費及び傷病手当金の支給に伴う支出見込額となっており、全体といたしましては、72 億 9,405 万 4,000 円を計上しており、前年度と比較いたしますと、1.7 パーセントの減となっております。積算方法といたしましては、医療費としての療養給付費などにつきましては、過去の実績と令和 5 年度、及び令和 4 年度の 10 月末時点の実績を踏まえまして、支出見込額を算出し、また、出産育児一時金、葬祭費及び傷病手当金につきましては、過去の実績などを踏まえまして、支出見込額を算出し、計上したものでございます。

次に、右側 1 行目から 6 行目、国民健康保険事業費納付金につきましては、全体といたしまして、33 億 5,364 万 8,000 円を計上しており、前年度と比較いたしますと、1.5 パーセントの減となっております。この事業費納付金につきましては、県全体の保険給付費に公費や市町村の医療費水準などを反映し、市町村ごとに県から示された金額を納付するもので、その示されました事業費納付金額を計上したものでございます。

最後に資料 3 につきましては、朝霞市国民健康保険事業説明書、令和 6 年度でございますが、こちらの資料につきましては、国民健康保険事業を実施するにあたり、事業の現状や主な取り組みなどをまとめたものとなっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で、令和 6 年度（2024 年度）朝霞市国民健康保険特別会計予算（案）につきましては、説明を終わらせていただきます。

#### ○渡辺会長

ただいま、説明が終了しましたが、何かご質問などございますか。質問のある方は挙手のうえ、指名されてから質問をお願いします。はい、関根委員。

#### ○関根委員

はい。何点が質問させていただきます。まず、令和 6 年度国民健康保険特別会計の予算は厳しい財政状況を考慮しての編成であると思っておりますが、令和 6 年度国民健康保険特別会計当初予算は前年度と比較してあまり税率改正の影響による変更がないように思われますが編成にあたり、担当部局として、どのような考えで編成したのかお伺いいたします。

次に、令和 9 年度までに予定されている国民健康保険税の賦課方式統一についてお伺いいたします。朝霞市では現在、所得割、資産割、均等割、平等割、の 4 方式であります。所得割、均等割の

2 方式に変更することによって、国民健康保険税の負担が急激に増加することのないよう、段階的に税率改正をするなどの被保険者の立場に立った対策を講じることが必要であると考えております。今回の当初予算案の編成にあたり、その点について検討をしたのかをお伺いいたします。

○渡辺会長

真中専門員。

○事務局・真中専門員兼国民健康保険係長

まず、一点目について回答させていただきます。令和 6 年度の予算編成にあたりましては、令和 5 年度と大きな変更はございませんが、当初予算の比較といたしましては、議題 (3) 令和 5 年度 (2023 年度) 朝霞市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) (案) でご説明するところですが、資料 1-1 の右側 4 行目の繰入金の産前産後保険税繰入金の科目を設定しております。産前産後繰入金につきましては、令和 6 年 1 月 1 日からの地方税法施行にともないまして、出産予定、または出産された被保険者の国民健康保険税に係る所得割、及び均等割を一定期間減額する分を国等から公費補填されるものとしたしまして予算計上しております。

○渡辺会長

はい、河田課長。

○事務局・河田保険年金課課長

税率改正につきましては、令和 6 年度以降し、本協議会で諮問させていただきますので、その答申結果を踏まえ、税率改正していきますので令和 6 年度の当初予算には加味しておりません。

○渡辺会長

よろしいですか。

○関根委員

今の点についてはわかりました。次に、資料 3 の 5 ページ、表 6 についてお伺いします。令和 4 年度現年度分の国民健康保険税の収納率について朝霞市は 92.60 パーセントと県市町村平均の 93.76 パーセントを下回っています。健全財政の確保を図るためにも収納率向上は大きな課題となっていますと資料にも書かれていますが、課題克服のための方策が予算に反映されているかをお伺いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金と傷病見舞金についてお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症につきましては令和 5 年 5 月 8 日から感染症法上の位置付けが 2 類から 5 類へと変更になりましたが昨年度に比べ大幅に減額されていますが、令和 6 年度にも予算計上されております。これは請求期限があるため令和 6 年度も計上しているのかお伺いいたします。

なお、資料 3 の 10 ページに国民健康保険事業運営の課題が書かれています。国民健康保険制度は構造的な問題を抱えており、その解決に向けて様々な意見があると承知しております。解決に向けて積極的に取り組む事業がありましたら教えてください。

○渡辺会長

はい、真中専門員。

○事務局・真中専門員兼国民健康保険係長

まず、収納率向上に向けた取り組みが今回の予算に反映されているかという点についてお答えいたします。資料 1-2 の歳出予算案の右側 21 行目、諸支出金の一般会計繰出金といたしまして、6 万 9,000 円を計上しております。この予算計上につきましては、収納率向上といたしまして、今まで、市税の納付方法を口座振替にする手続きを金融機関で行っていただいておりますが、令和 4 年

10月からペイジー口座振替受付サービスといたしまして、市税の納付方法を口座振替とする際に、市役所、出張所、支所において、キャッシュカードにより、手続きもできる運用を開始しております。この度、本市に金融機関が設置されることとなり、今後において、本市の指定金融機関となる予定とされていることから、このペイジー口座振替受付サービスにこの金融機関を追加する経費といたしまして、今回の予算に反映させていただいております。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金及び見舞金について、本市における傷病手当金につきましては、会社等に勤められている方で新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われるために、労務に服することができなくなり、給与等の全部または一部の支払いを受けることができなくなった方を対象としております。

また、傷病見舞金につきましては、自営業者などの事業収入の方が新型コロナウイルス感染症に感染し、事業活動の休業、または縮小等をされた方を対象としております。今回の予算編成にあたりましては、令和5年5月8日から国が新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを2類から5類へ移行したことに伴い、国からの財政支援は終了しております。それに伴い、本市でも令和5年5月8日以降に感染された方への手当金の支給を終了しておりますが申請の期限が2年となっておりますことから、令和5年5月7日までに感染された方などの件数を見込み、令和6年度予算計上しましたので大幅な減額となっております。

続きまして、資料3の10ページ、令和6年度の本市における国民健康保険の課題につきましては、埼玉県国民健康保険運営方針に示されております令和9年度の保険税水準の準統一に向けまして、今後における本市の国民健康保険税率を改正するにあたり、被保険者への急激な負担増とならないよう、令和9年度に向けて段階的に国民健康保険税率を改正するなど、どのように改正するかを検討していくことが、課題であるものと考えております。

○渡辺会長

他に質疑等ございますか。はい、関根委員。

○関根委員

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病見舞金、手当金につきましては、令和8年度や令和9年度には予算計上しなくなるということでしょうか。

○渡辺会長

はい、真中専門員。

○事務局・真中専門員兼国民健康保険係長

令和7年度の予算編成に反映するかにつきましては、令和5年5月7日までに感染された方などの請求期限が2年となりますので、令和6年度の支給状況を鑑みながら、考えてまいりたいと思います。

○渡辺会長

他に何かございますか。はい、関根委員。

○関根委員

承知いたしました。収納率につきましては、今後も創意工夫を図りながら少しでも向上するよう努力していただくことを要望とさせていただきます。ありがとうございました。

○渡辺会長

他に何かございますか。はい、石崎委員。

○石崎委員

資料 3 の 10 ページ国民健康保険事業運営の課題で一般会計繰入金（法定外）の解消が挙げられていますが、これが今課題となっているということはこういった内容なのか。令和 6 年度の一人あたりに換算しますと 6,988 円となっていますが、課税方法を変更すると、税額に上乘せになる可能性があるのでしょうか。

○渡辺会長

はい、深谷主幹。

○事務局・深谷主幹兼課長補佐

課題となっておりますのは、埼玉県国民健康保険運営方針におきまして、埼玉県内すべての市町村で、一般会計からの繰入を解消することとなっております。本市におきましても、同方針に従い、令和 8 年度までに一般会計からの法定外繰入を解消したいと考えております。本市における令和 6 年度の繰入金は、保険事業費に充てる額を計上しておりまして、繰入額は、被保険者や傷病見舞金申請の減少に伴い繰入額も減少していくものと見込んでおりますが、令和 7 年度までは一般会計からの繰入を考えております。この繰入の解消により不足する財源には、基金からの繰入する他に、国や県からの交付金等を少しでも増額できるよう努めたいと考えております。なお、税率につきましては同運営方針において、令和 9 年度には、県が提示する市町村標準保険税率に税率を設定することとされており、段階的な税率改定が求められております。こうしたことから税率の見直しも検討することとなりますので、その際には本協議会にお諮りしていきたいと考えております。

○石崎委員

一般会計に負担をかけることにはなりますが、なるべく独立でやっていただけたらと思います。

○渡辺会長

他にございますか。はい、浅野委員

○浅野委員

資料 3 の 5 ページで滞納繰越分が改善傾向になりますが、こういった努力をしているか、また、滞納理由は何か教えてください。

○渡辺会長

はい、深谷主幹

○事務局・深谷主幹兼課長補佐

収納率向上のための取り組みとしましては、休日納税相談や夜間納税相談を実施するとともに、納税コールセンターによる納付の呼びかけを実施しております。また、納付方法の多様化にも取り組んでおり、市の窓口や金融機関窓口、コンビニ納付の他に、スマートフォンアプリやクレジットカードを使用したキャッシュレス決済を導入し、保険税納付の機会を増やすよう努めております。

また、確実に納付ができる口座振替を推奨しており、令和 4 年 10 月からはペイジー口座振替受付サービスを導入し、加入者の口座振替に係る利便性向上を図っております。

なお、最近の滞納理由といたしましては、物価高騰に対して所得の増加が見込めず、生活が困窮したことにより、納税できないとの相談がありました。そうした方には、分割納付や徴収の緩和措置を行うほか、福祉相談課や生活援護課などをご案内しております。

○浅野委員

ありがとうございます。

次に、課税限度額を 2 万円引き上げていますが、これによって税収がどのぐらい上がるのか。対象者はどのぐらいの増減があるのか教えてください。

○渡辺会長

真中専門員。

○事務局・真中専門員兼国民健康保険係長

まず、令和 6 年度から国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等分の課税限度額を 20 万円から 22 万円、2 万円を引き上げさせていただく案とさせていただいております。2 万円の増額の影響といたしましては、令和 5 年 12 月末時点の課税状況から、82 万 3, 500 円になるものと試算しております。

また、対象者は納税義務者となることから、世帯数とさせていただきまして申し上げますと 45 世帯の増となることを試算しております。

○渡辺会長

よろしいですか。

○浅野委員

説明はわかりました。

○渡辺会長

他に質問等ございますか。

質問等ございませんのでお諮りいたします。令和 6 年度（2024 年度）朝霞市国民健康保険特別会計予算（案）について、諮問案のとおり答申してよろしいでしょうか。

（異議なし、の声）

ご異議なしと認め、諮問案のとおり答申いたします。

◎5 議題（3）令和 5 年度（2023 年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（案）について

次に、議題（3）令和 5 年度（2023 年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（案）について議題といたします。事務局に説明を求めます。

○事務局・真中専門員兼国民健康保険係長

それでは、令和 5 年度（2023 年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第 2 号（案）につきまして、ご説明いたします。説明資料といたしましては、資料 2-1 及び、資料 2-2 となります。この 2 つの資料は、補正前の額、補正額、補正後の額の予算現額の表となっております。

はじめに、資料 2-2 をご覧ください。右側 27 行目、28 行目、今回の補正予算につきましては、補正額といたしまして、742 万 7, 000 円を減額し、歳入歳出の総額を、それぞれ 112 億 9, 533 万 4, 000 円とするものでございます。

それでは、歳入の概要につきまして、ご説明いたします。資料 2-1 をご覧ください。

まず、左側 24 行目から 27 行目、財産収入につきましては、基金の利子といたしまして、3 万 2, 000 円を増額し、補正後の額を 3 万 5, 000 円とするものでございます。

次に、右側 1 行目から 10 行目、繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金など、県からの決定通知に基づき、全体といたしまして、745 万 9, 000 円を減額し、補正後の額を 8 億 3, 806 万 8, 000 円とするものでございます。歳入の概要につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出の概要につきまして、ご説明いたします。資料 2-2 をご覧ください。

まず、右側 17 行目、諸支出金の償還金につきましては、過年度分の保険給付費等交付金返還金及び特定健康診査等負担金返還金といたしまして、県からの決定通知に基づき、1, 990 万 8, 000 円を減額し、補正後の額を 2, 215 万円とするものでございます。

最後に、右側 12 行目、基金積立金につきましては、基金の利子、及び歳入歳出の差引額を計上するものとしたしまして、1, 248 万 1, 000 円を増額し、補正後の額を 1, 248 万 4, 000 円とするものがございます。以上で、令和 5 年度（2023 年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（案）につきまして、説明を終わらせていただきます。

○渡辺会長

ただいま、説明が終了しましたが、何かご質問などございますか。はい、関根委員。

○関根委員

それでは 1 点ご質問させていただきます。不確実な先を読みながら補正予算を組むことは難しいことと認識しておりますが、令和 5 年度では 12 月補正はなく、今回の補正 2 号は最終補正であり、決算に向けて順調に推移していると考えておりますがその見方でよろしいかお伺いいたします。

○事務局・真中専門員兼国民健康保険係長

令和 6 年度の当初予算を編成するにあたり令和 5 年度の決算見込みも検討しております。その中では令和 5 年度における主には国民健康保険税、歳出においては保険給付費については予算どおりとして考えております。

○渡辺会長

他にご質問等ございますか。

質問等ございませんのでお諮りいたします。令和 5 年度（2023 年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（案）について、諮問案のとおり答申してよろしいでしょうか。

（異議なし、の声）

ご異議なしと認め、諮問案のとおり答申いたします。

◎5 議題（4）その他 朝霞市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

第3期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（案）及び第4期朝霞市特定健康診査等実施計画（案）について

○渡辺会長

次に、議題（4）その他となります。事務局から報告等何かあれば、お願いします。はい、真中専門員。

○事務局・真中専門員兼国民健康保険係長

それでは、議題（4）その他といたしまして、朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）につきまして、ご報告させていただきます。

資料4をご覧ください。令和6年第1回の開会を予定しております本市議会定例会におきまして、国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）を議案といたしまして、準備を進めているところでございます。

今回の改正につきましては、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税に係る後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が引き上げられたことから、本市におきましても、同様の改正を行うものがございます。

なお、基礎課税額及び介護納付金課税額の課税限度額につきましては、改正はございません。改正の内容につきましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に、係る課税限度額を20万円から22万円にそれぞれ引き上げるものがございます。

資料裏面をご覧ください。この表につきましては、改正に伴います課税限度額における改正前と改正後の比較表となっております。国民健康保険税全体としての課税限度額については、現行の

102万円から、104万円に引き上げることとして、令和6年4月1日からの施行を予定しております。説明につきましては、以上でございます。

○渡辺会長

ただいま、説明が終了しました。何かご質問やご意見はございますか

質問等もございませんので、事務局から他に報告等あれば、お願いします。はい、岡係長。

○事務局・岡保険年金課保健事業係長

続きまして、第3期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期朝霞市特定健康診査等実施計画（案）について、ご報告させていただきます。保健事業係の岡と申します。よろしく願いいたします。

本計画の策定につきましては、8月に開催しました本協議会において、進捗状況のご報告及び12月に、計画（案）のご報告、その後、パブリック・コメントを実施したところでございます。パブリック・コメントのご意見はございませんでしたので、このたび、最終的な計画（案）につきまして、ご報告させていただきます。

本日、お配りしました資料5-1が、計画（案）になります。

次に、資料5-2をご覧ください。こちらの資料は、体裁の変更や、より分かりやすい表現やグラフとするために変更した点を掲載しております。

主な変更点につきましてご説明させていただきます。資料5-1の9ページをご覧ください。

中長期目標とその評価指標からみた現状（まとめ）の②の4行目保健指導後人工透析移行者数の平成28年度の実績値、及び⑥の5行目健康マイレージ登録人数の平成28年度の実績値につきまして、記載されていない説明が必要と考え、表の下に説明を追記しております。

続いて、32ページの上の表をご覧ください。人工透析患者数の推移につきまして、国民健康保険被保険者と後期高齢者医療被保険者で、分けていた表を、一つにして比較しやすくしております。また、新規透析患者数とその説明を追記しております。

次に、49ページ分析結果まとめの中ほど特定健康診査・特定保健指導等の健診データの分析、レセプト・健診データ等を組み合わせた分析につきまして、5行目をご覧ください。特定健康診査の検査項目からの考察を追記しております。

次に、69ページの表のR4実績値の3行目をご覧ください。かかりつけ医療機関印字通知送付者の受診率の実績値につきまして、記載されていない説明が必要と考え、表の下に説明を追記しております。

最後に、70ページ以降の表のアウトカム及びアウトプットの指標につきまして、指標の削除や、アウトカムからアウトプットへ移動することで、整理をしております。

以上が主な変更点となります。

本計画（案）は、2月に内部の手続きを経て、3月中に公表を予定しております。

以上が、第3期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画及び第4期朝霞市特定健康診査等実施計画（案）のご報告となります。

○渡辺会長

ただいま、説明が終了しました。何かご質問やご意見はございますか。はい、関根委員。

○関根委員

前回の会議で特定健診に係る費用が朝霞市は無料で、無料でない市があると伺いましたが、その点について再度質問させていただきます。

朝霞地区4市で調整した上で自己負担額を決めているのでしょうか。他3市の特定健康診査の費用の自己負担額は、どうなっているのでしょうか。もしわかれば県内の特定健康診査の自己負担額の状況も教えてください。

○渡辺会長

はい、岡係長。

○事務局・岡保険年金課保健事業係長

特定健康診査の自己負担額につきまして、本市は無料で実施しております。近隣4市につきましては新座市につきましては無料で実施しております。志木市及び和光市は有料で実施しており、個別の健診につきましては自己負担額1,000円となっております。調整してこの金額を決めているのかというご質問ですが、4市で特定健康診査などを話し合う場を設けておりまして、情報交換を行う中で、本市は自己負担額を無料にしております。県内の状況といたしましては県内40市中、29市が無料、11市が有料となっております。

○渡辺会長

他に何かご質問はございますか。

質問等もございませんので、事務局から他に報告等あれば、お願いします。深谷主幹

○事務局・深谷主幹兼課長補佐

令和5年度の本協議会の開催につきましては、今回が最後となります。

委員の皆様におかれましては、ご協力をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

令和6年度につきましては、5月頃の開催を予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上で、事務局からの連絡を終了します。

◎6 閉会

○渡辺会長

それでは以上をもちまして、令和5年度第2回朝霞市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。